

岡山県計量法関係手数料

6 計量証明検査

区 分	金 額	
	現 行	改 訂
1 非自動はかり		
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの		
ひょう量が100kg以下のもの	1,400円	1,400円
ひょう量が250kg以下のもの	1,910円	1,910円
ひょう量が500kg以下のもの	2,210円	2,210円
ひょう量が500kgを超えるもの	3,220円	3,220円
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250円	250円
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの		
ひょう量が100kg以下のもの	500円	500円
ひょう量が250kg以下のもの	900円	900円
ひょう量が500kg以下のもの	1,500円	1,500円
ひょう量が1トン以下のもの	2,210円	2,220円
ひょう量が2トン以下のもの	3,710円	3,720円
ひょう量が5トン以下のもの	6,930円	6,940円
ひょう量が10トン以下のもの	10,980円	10,990円
ひょう量が20トン以下のもの	15,330円	15,360円
ひょう量が30トン以下のもの	19,600円	19,640円
ひょう量が40トン以下のもの	22,250円	22,320円
ひょう量が50トン以下のもの	30,750円	30,900円
ひょう量が50トンを超えるもの	30,750円に、ひょう量10トンまでを増すごとに30,750円の5分の1の額を加えた額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額	30,900円に、ひょう量10トンまでを増すごとに30,900円の5分の1の額を加えた額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額
<p>最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、(1)から(3)までに掲げる金額の2倍の額とする。</p>		
2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10円	10円
3 騒音計		
(1) 使用最大周波数が8000Hz以下のもの	23,480円	23,780円
(2) 使用最大周波数が8000Hzを超えるもの	38,160円	38,460円
4 振動レベル計	33,240円	33,540円
5 濃度計		
(1) ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計	95,960円	97,040円
(2) 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	128,630円	129,700円
(3) 紫外線式二酸化硫黄濃度計	95,560円	96,640円
(4) 紫外線式窒素酸化物濃度計	106,620円	107,690円
(5) 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	101,080円	102,160円
(6) 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	116,470円	117,540円
(7) 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	102,000円	103,070円
(8) 化学発光式窒素酸化物濃度計	108,630円	109,710円
(9) ガラス電極式水素イオン濃度指示計	26,100円	26,400円
<p>(3)に掲げる濃度計と(4)に掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあつては、(3)に掲げる金額と(4)に掲げる金額とを合算して得た額から(4)に掲げる金額の2分の1の額を減額するものとする。</p> <p>(5)から(7)までに掲げる濃度計で二以上の検出部を有するものにあつては、検出部が一増すごとに、(5)から(7)までに掲げる金額の2分の1の額を加算するものとする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(3)から(8)までに掲げる濃度計で四以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が三を超えて一増すごとに、(3)から(8)までに掲げる金額にそれぞれ(3)から(8)までに掲げる金額の5分の1の額を加算するものとする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>		